

2005年 SJC建議事項に対する答弁

2006. 4

産業資源部

I. 総括

□ 建議事項の概要

- ソウルジャパンクラブ(SJC)は、労働・労使関係、税務、金融、知的財産権、生活環境など7分野48件の課題を**建議**。(2005年10月31日 SJC主催、産業資源部長官の招請による懇談会にて)

< 建議事項の分類 >

分野	新規	継続	計
1. 労働・労使関係	1	11	12
2. 税務	-	2	2
3. 金融	-	7	7
4. 知的財産権	5	2	7
5. 産業政策	2	-	2
6. 個別要望事項	2	4	6
7. 生活環境	5	7	12
計	15	33	48

* 継続課題は昨年1月より引き続き建議されている課題であり、新規課題は2005年度に初めて建議された事項である。

- SJCは48分野の建議事項に対し韓国政府の検討を依頼し、その結果に対する回答を要請した。

□ 検討結果

○ 検討結果の分類(4つの類型)

分野(個数)	対応完了	受容可能	受容困難	長期検討	計(48)
1. 労働・労使関係(12)	3	1	5	3	12
2. 税務(2)	-	-	2	-	2
3. 金融(7)	-	1	4	2	7
4. 知的財産権(2)	1	2	1	3	7
5. 産業政策(2)	1	-	-	1	2
6. 個別要望事項(6)	-	2	2	2	6
7. 生活環境(12)	-	8	1	3	12
計(48)	5	14	15	14	48

- 対応完了: 国家有功者の雇用義務の柔軟な適用、成長管理地域に対する外国人投資企業の投資許容など5件
- 受容可能: 外国人に対する法律相談業務の開放、文化開放の促進など14件
- 受容困難: 短時間(パートタイム)勤労者指針の廃止、移転価格の適正な取扱いなど15件
- 長期検討: 通関保留対象に特許権・実用新案権など含む、韓日FTA協商の早期再開など14件

Ⅱ. 分野別 検討の詳細

1. 労働・労使関係分野(12件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
①労働条件の下方硬直性に対する是正 (4P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則は、勤労者に統一的に適用される勤労条件を規定しているが、勤労契約上の勤労条件の決定・変更には契約当事者である勤労者の同意を必要とすることが原則である。 ※「就業規則の不利益」の変更時には、勤労者の過半数で組織された労働組合の同意を得なければならない(勤労基準法 第97条 第1項)。但し、勤労者の過半数で組織された労働組合がない場合には、勤労者の過半数の同意を得なければならない。 	受容不可
②週5日制の導入による問題 (4P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 改定勤労基準法 第59条の2に「年次有給休暇の使用促進制度」を新設し、使用者が一定の要件のもと年次有給休暇の未使用分に対する補償義務から逃れるようにした。 補償義務から逃れるためには団体協約や就業規則に基づく必要はないが、年次有給休暇に対してのみ施行され、約定休暇(夏季休暇など)には適用されず、改定法の適用後新しく発生した年次有給休暇にのみ適用される。 年次有給休暇補償は、団体協約や就業規則にて定め実施することができるため、このような事項まで禁止することを法制化することは労使自立の原則に外れるため困難である。 	受容不可
③労働委員会における調整 (4P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 労働委員会では労使の両者の意見、当該企業の与件、勤労条件およびこれまでの慣行などを総合的に考慮し調整している。 ※調整委員会は、勤労者委員、使用者委員、公益委員で構成 	対応済み

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
④法定 退職金制度の改定 (5P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> • 退職金制度は05年12月以降、退職年金制度に転換され、勤労者に対する多層的な老後所得の保障体系への支援を行っている。 • また法定平均賃金は、勤労者の退職金の最低基準を定めるための制度として撤廃は不可。 	受容不可
⑤正規職の解雇条件の緩和 (5P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> • 不当解雇に対する刑事処罰は①労使関係の現実②勤労者の法鑑定③現行勤労基準法体系④現行法規規定間の衡平などを考慮したとき、関連条項の削除は時期尚早と思われる。 • ただし、経営上、解雇の際の事前協議期間の短縮は現行制度の設定の本質的な趣旨などを勘案し、合理的な調整方案を研究・検討する。 	長期検討
⑥国家有功者の雇用義務の柔軟な適用 (6P)	国家功勲署	<ul style="list-style-type: none"> • 2004年12月31日に改定した「外国人投資促進法」第20条第2項は、常時20人以上を雇用する一般事業所（製造業の事業所の場合200人以上）の国家有功者の雇用義務化を規定している「国家有功者などの礼遇および支援に関する法律」第33条の2の適用を除外している。（適用 2008年12月31日まで） 	対応済み
⑦短期間勤労者（パートタイム）指針の廃止など（6P）	労働部	<ul style="list-style-type: none"> • 短期間勤労者の乱用問題が社会問題として台頭している状況で、これを制限する関連法制の整備が早急に必要。 • 使用期間の制限は、使用事由の制限などに比べ労働市場に及ぼす副作用が少ないという点が勘案される必要がある。 	受容不可

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
⑧派遣勤労者制度の改定(7P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 派遣法改定案の雇用義務および使用制限制度は、「常時派遣勤労」を制限するための事項で、派遣勤労者の保護および派遣事業の適正な運用のため導入される必要が大きな制度である。 	受容不可
⑨労働組合専任者の人員削減、労働組合派遣時の賃金支払いの禁止など(7P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合専任者の縮小は、労使間において協議しなければならない事項である。ただし、労働組合専任者の給与支援の問題は、「労使関係先進化」の立法を通じて有給専任の慣行が改善されるようにする計画である。 無労働・無賃金の原則は、使用者の一貫した立場が何より重要な事項であり、政府は賃金・団体協約の交渉の際に法および原則が遵守されるよう指導する。 	受容可能
⑩労組の違法労働行為に対する厳正・迅速な法の適用(8P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 政府は労使関係における不法行為に対しては「類型別対処方案」を設け、法政府レベルで厳正に対処している。 <ul style="list-style-type: none"> 特に、暴力・破壊行為などを伴う争議行為に対しては、事前警告後、対応しない場合、即時警察を投入し、自動車はもちろん行為者に対しても厳正な処置を行っている。 <p>※事例：暴力・出入妨害を行った労組員46名を拘束(蔚山プラント労組)、生産施設を撤去した労組員26名に逮捕礼状を発布。(KIRYUNG電子)</p>	対応済み
⑪労使協議会の構成・運営など(8P)	労働部	<ul style="list-style-type: none"> 建議された内容を参考に検討する予定 	長期検討

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
⑫外国人勤労者の国民健康保険加入の義務化(義務化に対する例外特例要請) (10P)	保険福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人勤労者の健康保険の当然適用は、外国人の医療保障の死角地帯(適用外)の解消といった側面で推進している(06年1月1日から法改定の施行) ○対し両国の保険制度により医療保険料を二重に負担する場合、負担の問題以外に国内における投資に関わる問題の要因としても提起されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 当然適用の立法趣旨、勤労者と使用者の二重負担問題、投資における問題の要因などに対する正確な実態把握を実施しており、実態把握の結果をもとに06年上半期のうちに方針を決定予定。 	長期検討

2. 税務分野(2件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>①移転価格の適正な取扱い (10P)</p>	<p>財政経済部</p>	<p>1) 国外特殊関係者の内国法人への移転所得の cash 未返還による2次調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の国内法人税法上、2次調整と類似した「所得処分」があり、所得処分とは法人が申告漏れ・抜け落ちが発生し、課税標準と税額を決定する場合には <ul style="list-style-type: none"> - 課税所得が増加することになるが、この増加分が会社の外に流出(社外流出)する場合、これが出資者・役員またはその他の者のうち誰に帰属されるかをはっきりと決定し、所得帰属者に対し租税を賦課するものである。 ・ 国際租税調整に関する法律第9条は、国外特殊関係者と取引において正常価格(100)よりも高い価格(130)として購入する方法で国外特殊関係者に所得を移転した場合 <ul style="list-style-type: none"> - 課税官庁はその差額(30)が返還されない場合、国外特殊関係者にその所得(30)が帰属したものとみて2次調整を行う。 * 移転された所得(30)を返還する場合2次調整を行わない。 - 国外特殊関係者が出資者(親会社)である場合は配当処分、出資した会社(子会社)である場合は出資の増加、<u>その他特殊関係者である場合は貸付金として2次調整</u> ・ その他特殊関係者に貸付金として調整する部分に対しては、相手側が貸付金を弁済しない場合には、永久に利子と看做し課税されるといった問題などがあり、今年国際租税法の改定時、その他特殊関係者へも未返還時には配当として処分するよう改善する予定である。 ・ 上記のような制度は、米国・ドイツ・フランスにおいても既に施行されている制度であ 	<p>受容困難</p>

		<p>り、OECD移転価格課税指針でも2次調整を禁止しておらず、各国の租税法にもとづき2次調整の形態を異にすることのできるよう規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特に、移転された所得を返還することで、2次調整を避けることのできる選択権を納税者に許容しており、2次調整は租税回避を防止するのに寄与している。 	
①移転価格の適正な取扱い (10P)	財政経済部	<p>2) 相互合意の際に適用する比較対照業種および正常価格の取扱いの一貫性の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日系企業に対して相互合意または移転価格の事前認証制度を適用する場合、比較対照業種は主に国内会社のうち比較可能性の高い会社を選定しており、 - 比較可能性を高めるため、OECD移転価格指針にもとづき機能分析など比較可能性分析を十分に実施している。 - 今後も比較可能性の高い会社を選定されるよう、このような分析を強化していくつもりであり、差額の調整など、正常価格の算定のための取り組みを引き続き行う。 	受容困難
②従業員への貸付に関する企業の借入金利子の損金不参入 (11P)	財政経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、法人が従業員などの特殊関係者に金銭などを時価(「当座貸越利率」)よりも低い利率で貸付する場合、不当行為計算の否認規定を適用し、 - その差額に対し法人税を課税(認定利子課税)し、 - 貸付金額を業務とは関係なく支払った仮支払金とみて、借入金のうち当該 仮支払金に相当する金額の支払利子を損金不参入としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前(98年12月、法人税法施行令の改定以前)には、無住宅の従業員に対し貸し付ける2千万ウォン以下の住宅の取得・賃貸資金に対しては、 - 不当行為計算の否認適用の対象から除き、業務とは関係のない仮支払金とみなさな 	受容困難

	<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、法人の従業員に貸し付ける制度は、金融機関の従業員が大半の恩恵を受け、ほかの企業に勤務する従業員間との衡平の問題があり、 <ul style="list-style-type: none"> - 財務構造を悪化させる問題があり98年12月の法人税法施行令の改定時に廃止された。 - 現段階において従業員に対する貸付について例外的に認めることは困難 ・企業が「当座貸越利率」より高い借入金がある場合は、同金額に対して高い利率から計算し認定利子を計算しているが、 <ul style="list-style-type: none"> - 無住宅の従業員に資金を貸し付ける場合は、当座貸越利率と貸付金利の差額のみ認定利子として計算するよう03年末の施行令改定を通じて改善を行った。 	
--	---	--

3. 金融分野(7件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p style="text-align: center;"><金融> ①非居住者に対する韓国ウォン貨の為替市場の開放 (12P)</p>	<p style="text-align: center;">財政経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの外国為替自由化の措置として、外国為替取引の大半が自由化されたが、非居住者のウォン貨市場への参与に対しては慎重な立場を堅持。 * 非居住者のウォン貨調達、対外取引のウォン貨による決済などの自由化 - 経常取引のウォン貨決済は許容しているが、為替投機などを通じた外国為替市場の不安を防止するために非居住者のウォン貨の借入、短期ウォン貨証券の発行など一部の資本取引に対しては許可制で運営。 ・しかし、外国為替取引法の附則にもとづき、今年から資本取引の許可制が申告性になり、非居住者のウォン貨借入など 非居住者のウォン貨市場への参与が拡大されるものと予想される。 ・資本取引許可制の申告制への転換以後に残されるウォン貨の海外搬出・入に対する制限など一部のウォン貨の国際化を制約する制度は - 今後経済与件などを考慮し、引き続き検討する法案を計画している。 	<p style="text-align: center;">長期 検討</p>
<p style="text-align: center;">②同一人および同一グループ に対する貸付規制の改善 (12P)</p>	<p style="text-align: center;">財政経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国は自国の状況により本店資本金制度と支店資本金制度を選択し運営している。 * シンガポール、台湾などは支店資本金制度(営業基金)を施行しており、EU は非EU国家に対して支店資本金制度を運用している。 ・国内の与件上、本店資本金制度への転換は、長期的に検討し、支店資本(営業基金)の範囲の拡大を推進する。 * 外国系銀行の本店または海外支店からの1年超過借入金のうち、国内運用金額を営業基金として認定(01年銀行法 施行令改定) ・国内金融市場の成熟度、東北アジア金融ハブとしての成長などを考慮し、長期的に本店資本金制度への転換可否を検討する。 	<p style="text-align: center;">長期 検討</p>

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>③信用保証基金制度の再検討 (13P)</p>	<p>財政経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の出捐は、中小企業への貸付を奨励するための政策的な目的で導入された制度であり、基金の利用可否(または対外弁済)とは無関係である。 - 保証利用機関にのみ出捐負担を適用(利益者負担)する場合、中小企業への支援が萎縮してしまう恐れがある。 - 出捐は対外弁済に対する対価ではなく、保険料と性格が異なるため、保険料のように利益者負担の原則を援用する余地はない。 ・ 金融機関の出捐制度を廃止する場合、保証機関の運用倍数の上昇および基金の枯渇により、現在中小企業への貸付の約20%を占めている保証制度の運営自体が不可能。 <p>*「運用倍数＝保証残高／基本財産」として適正運用倍数の上限は約12～13 倍(法的限度20倍)、金融機関の出捐が現在、信用・技術保証基金の財源の 約27%を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の金融機関へ同等に適用されるものであるため、外国系金融機関の国内支店のみが不利な適用を受けるものではなく、一部の金融機関へ特例を与えることはできない。 ・ 外国系金融機関も保証利用を増加させるのであれば、出捐金以上の恩恵を受けることが可能。 	<p>受容 困難</p>

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>④特定の業種を対象にした教育税賦課制度の再検討 (13P)</p>	<p>財政経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育税法は、81年12月学校教育の正常化のための教育与件の改善への財源確保を目的に制定された。 ・当時、国会立法審査過程において、77年6月付加価値税の導入ときに金融保険業者の収益金額は、付加価値税が免税となっていた点を考慮し、教育税の課税対象に含むこととした。 * 77年6月付加価値税の施行前には営業税(売上高の1%)が賦課された。 ・教育税を廃止する場合には、金融・保険の用役に対し、付加価値税を免除する代わりに教育税が賦課されている点を勘案し、付加価値税またはほかの消費税へ転換する方案を検討しなければならない。 ・金融・保険業者に対する教育税の賦課は、損益に関係なく、原則的にすべての財貨および用役の供給に対して課税する付加価値税の代わりとして教育税を課税するもので、業種間の税負担の衡平を考慮したものである。 ・つまり、教育税は利益に対して課税する所得課税ではなく、消費課税の形態である。従って、利益(収益—費用)課税へ返還するといった方案も受け入れが困難である。 	<p>受容 困難</p>

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>⑤預金保険制度への加入の任意化 (13P)</p>	<p>財政経済部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度は、金融システムの安定性を高めることを優先的な目的としており、預金保険を通じた安定的な金融環境の造成は、国内で営業を行うすべての国内外の金融機関が得る恩恵である。 ・ 外国系銀行支店に対してのみ預金保険への加入を任意化する場合、国内銀行との衡平性の問題のみでなく、預金者保護問題も発生する余地がある。 <ul style="list-style-type: none"> - また、外国銀行支店間においても、優良支店は脱退し、優良でない支店のみ加入するといった逆選択の問題を引き起こすことにより、金融システムの安定と基金の健全性にマイナスな影響を及ぼす恐れがある。 ・ また、外国系銀行支店も預金者保護、国内銀行との衡平性などの観点から、国内金融機関と同一に取り扱われることが好ましく、 <ul style="list-style-type: none"> - 預金保険制度を採択しているほとんどの国が 外国系銀行支店に対して預金保険への加入を義務付ける方式を取っている。 * 預金保険制度を採択した67カ国のうち、40カ国(約60%)が義務加入(米国、カナダ、英国、フランス、オランダ、スイスなど多数)方式を採択している。 ・ 一方で、公的資金の投入は、97年の外国為替危機以降に崩壊した金融システムの回復の復旧費用として、国内で営業中であるすべての金融機関(外国為替銀行支店含む)が 受患者であり、 <ul style="list-style-type: none"> - 収益者の負担原則のもと、受患者である金融機関が公的資金の一部を負担することが好ましい。 ・ これに伴い、公的資金が投入されない国内郵便局の金融も特別寄与金を負担しており、これは国内で営業を行う金融機関のモラルハザードを防止し、責任経営体制を定着させようという意図が反映されているものである。 <ul style="list-style-type: none"> - 外国の場合も、基金がない、または不足した状態で金融危機に陥った後、特別寄与金を集め、支援資金を補充した事例がある。 * 外国の場合も、基金がない、または不足した状態で金融危機に陥った後、特別寄与金を集め、支援資金を補充した事例がある。 	<p>受容困難</p>

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>⑥ 中小企業貸付比率規制の撤廃 (14P)</p>	<p>金融監督委</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業貸付比率制度は、中小企業が金融面において受ける不利益を縮小することを目的に、1965年4月から運用されている。 ・ 同制度は、規制というよりは金融機関に対する指導の性格をもち、未遵守の場合にも韓国銀行の低利資金である総額限度貸付の恩恵額の差減以外に別途の制裁はない。 ・ 特に、外国銀行の支店に対しては、店舗や人員面の制約を勘案し、市中銀行や地方銀行よりもはるかに低い貸付比率を適用している。 * 市中国内銀行:45%、地方銀行60%、外国系銀行支店25% ・ 今後、景気および金融市場の状況、中小企業の資金調達与件などを勘案し、中小企業貸付比率の引下げなどを中長期的に検討する。 	<p>受容可能</p>
<p>⑦ 支店形態で進出した外国企業に対する法人保険代理店委託の許容 (14P)</p>	<p>財政經濟部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行保険法令は、保険代理店を一定の資格をもった個人と法人に対してのみ許容(保険業法 施行令 発表3) - 個人の場合、保険代理店の研修過程を履修するか、保険関係業務に2年以上従事した者などの要件をもつことを要求 - 法人の場合、上記の要件をもつ者を4人以上置くことを要求 ・ 上記の保険代理店登録要件を満たす場合、外国企業も国内企業と差別なく、保険代理店の営業を行うことができる。 - ただし、上記要件を満たさない支店の保険代理店の営業を許容する場合、契約者の保護が難しく、募集秩序が乱れるといった憂慮が指摘される。 * 支店は設立(申告)と閉鎖(本社決定)が法人よりも一段と自由で、契約者の保護が極 	<p>受容困難</p>

		<p>めて弱く、市場進入もまた容易である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険代理店が取得資格の面で、国内企業と外国企業間において差別がないといった点で、現行制度はOECD規約の原則とも食い違うものではない。 * 「非居住者を差別しないのであれば、会員国は保険と年金分野において規制処置をとることができる」(OECD経常貿易外取引自由化規約(Insurance and Private Pension)) <p>※ 日本においても一般の外国企業の支店が保険代理店として営業するといった事例がない。(ただし、金融機関であるシティバンク銀行の支店が保険代理店として営業する事例はあるが、03年8月から韓国もバンカシュランス(Bancassurance)の導入により金融機関の保険代理店の営業が可能)</p>	
--	--	---	--

4. 知的財産分野(7件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>①特許裁判仮処分執行の迅速化 (16P)</p>	<p>大法院 法院行政署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮処分決定の本執行が完了した後、債務者が発明の実施製品を再度生産する場合には、法院の実施禁止命令を具体的に違反するものとして、債権者はその除去または防止を求めることができる(民事執行法 第260条、民法 第389条 第3項) つまり、債権者は民事執行法上、代替執行の方法により債務者の費用で発明の完成品、半製品、金型などを除去することができ(民事執行法 第260条)、債務者が発明を継続し、実施行為に対しその中断時期まで日当たり金〇〇ウオンの支給を命じる間接強制の方法をとることができる(民事執行法 第261条) ・ 現在法院では、仮処分の実効性の確保のための方案を検討中である。 	<p>受容 可能</p>
<p>② <知的財産権> 通関保留対象に特許権・実用新案権・デザイン権などを含める (17P)</p>	<p>財政經濟部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権の侵害物品の通関保留制度の拡大可否は、国内産業と貿易に及ぼす影響、税関の行政与件などを総合的に考慮する必要がある。 - 韓日 F T A 協商課程において、日本側の要求により取り上げられたことがあるが、韓国側では国内の行政与件などを理由に、難色を表明している。 - 外見の標識により権利侵害如何を容易に判断することのできる商標権とは異なり、特許権は権利侵害如何の判断に高度な技術的専門性を要するため、税関の介入には限界がある。 - 特許権の対象物品の申告・確認に伴う税関行政負担の増加※1、通関遅滞※2、および通商摩擦※3など貿易障壁の要因として作用する可能性がある。 <p>* 90年～04年のうち特許出願件数:9814千件(内国人4,165千件、外国人5,649件)</p>	<p>長期 検討</p>

		<p>** 商標権の場合10～20日ほどの通関遅延の発生</p> <p>*** アメリカ:韓国を知的財産権の監視対象として指定</p> <p>- 関連業界にも業種別・産業別に利害関係が食い違っており、国際社会においても先進国と途上国の立場が相反している。</p> <p>* WTO知的財産権協定(TRIPs)にも商標権・知的財産権のみを義務的に保護対象としており、特許権などその他産業財産権は自国に一任している。このため、米国・日本などの先進国は特許権などその他の産業財産権も通関保留措置に含めたが、途上国であるアジア諸国はWTOの義務保護事項のみを導入している状況である。</p>	
--	--	---	--

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
③外国語出願にもとづいた国内段階進入出願の補正 (19P)	特許庁	<p>※ 同事案は、第17次 韓日特許庁長による会談(05年11月30日)に備えた韓日実務会議(05年8月31日)で日本により提起された事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の段階進入PCT出願の外国語出願にもとづいた補正制度と外国語(英語)出願制度の導入は、外国語出願の認定を前提にしており、両事案とも並行して検討が必要である。 ・同事案の反映のためには、国内特許法体系との関係および06年10月施行予定である特許法の改定日程など国内事情への考慮が必要である。 ・また、韓国は頻繁に行われる法改定に伴う混乱の最小化のためPLTとSPLTを一括して制度に反映することを基本的な立場としており、SPLTが早期に妥結される場合、PLTとSPLTの反映のための法改定時、これを反映する予定である。 - ただし、SPLTの妥結が長期化する場合、それ以前に同事案の反映を推進する。 ・従って、国内事情と国際条約の妥結可否に従って反映可否を検討する。 	長期 検討
④英語を利用した外国語による特許出願の導入	特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国内段階進入外国語PCT出願にもとづいた補正制度の導入と並行して検討する事項として、上記4-③と同一の立場である。 	長期 検討
⑤優先審査制度の外国関連出願に対する適用の拡大 (20P)	特許庁	<p>※ 同事案は、第17次 韓日特許庁長による会談(05年11月30日)に備えた韓日実務会議(05年8月31日)で日本により提起された事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在韓日両国の特許庁間で両国に共通に出願する場合、当該出願を優先審査対象に含める(「韓日間特許審査ハイウェイ制度」)よう 第17次 韓日特許庁長による会談にて合意している。 ・上記制度の導入で、日本に先に出願した後に同一の発明を韓国で再度出願する場合、優先審査対象に含まれる予定(06年下半年)であり、ソウルジャパンクラブの要求は解消されるものと予想される。 ・一方で、日本企業も優先審査要件のうち「自己実施または自己実施を準備中の出願」を活用すれば、十分に優先審査を受けることができる(韓国で出願発明を事業に利用するか、利用する予定の場合)。 	受容 不可

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
⑥ 知的財産権に対する意識改革	特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権保護の雰囲気を広げるため、教育および広報(PR)を引き続き実施する。 ・ 一般人の意識改善のための広報活動および 知的財産権保護業務の担当公務員の専門性の強化のための教育を実施している。 ※ 参考に、「知的財産権に関わる意識改革」に関わる主管部署は、教育人的資源部と国政広報部であり、特許庁、情報通信部、文化観光部は協力部署である ・ 政府の保有媒体による広報:05年4ヶ月の間(1月、2月、9月、12月)国政広報部と合同で全国の主要都市の電光掲示板を利用して広報実施。 ・ 小中学校の教育課程に 知的財産権保護の内容を挿入:教育人的資源部の「教科書補完指導資料」に 知的財産権保護に関する内容を盛り込んだ。(05年6月) 	対応済み
⑦ 商標権の異議申請期間の延長 (21P)	特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標権の異議申請期間を現在の「出願公告後30日以内」から「出願公告後2ヶ月以内」に変更する商標法の改定(案)は、現在検討中である。 ・ 登録後異議申請制度もその導入を検討した結果、登録権利の安定性を図り、事前に不実権利の商標登録を防止するためにも、導入しないこととした。異議申請件数が大幅に減少するか、模倣商標が画期的に根絶されるなどの社会、経済的な変化が現れない限りは、現在の登録前異議申請制度をそのまま維持する計画である。 	受容可能

5. 産業政策分野(2件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>①韓日FTA交渉の早期再開 (20P)</p>	<p>産業資源部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水産物(両国間による取引額の3%にすぎない)の開放水準が交渉再開の妨げになっている。 - 現在の交渉のこう着状態の解消のため、産業資源部は韓国側が合意することのできる日本の 農水産物の開放許容水準に関して、外交通商部と農林部とともに協議を続けている。 ※ 韓国の場合、農水産物の開放問題は、経済的な損得の問題ではなく、国民情緒に関わる問題 ① 今後、韓国の中国・米国などとのFTAの成立のためには、農水産物市場の大幅開放が不可避であり、 ② これに対応した農民に対する説得のため韓日FTAを通じて 農水産物分野の高い開放水準を成し得る先例作りに大きな意義がある。 - 日本政府側も、自国の農水産物業界の説得など、日本内の利害関係の調整を通じた成果を見せてくれることを、韓国側として待ち望んでいる。 	<p>長期 検討</p>

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
<p>②産業集積化活性化法の成長管理地域に対する外国企業の投資許容 (20P)</p>	<p>産業資源部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで外国人投資企業の首都圏工場の新・増設は、99年に許容されてから、04年末まで1年～3年の単位で延長してきた。 ※99年～01年末(3年延長)⇒02年～03年末(2年延長)⇒04年末(1年延長) ・ 05年5月、産業集積化活性化法の施行令を改定し、外国人投資企業の許容時限を07年末まで3年間延長することとした(05年2月26日 施行) - これは、首都圏内において待機中である外国人投資企業(3M、NEG)の工場着工を円滑に支援し、投資の予測可能性を高めるための処置である。 ・ 政府は今後も外国人投資企業の工場着工に関わる問題の解決に向けて引き続き取り組んでいく計画である。 -特に、07年以降の問題は、行政中心複合都市の建設、公共機関の地方移転など地方化の推進政策と連携して、総合的に検討する。 	<p>対応済み</p>

6. 個別要望事項(6件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
①筋骨格系疾患の負担のある作業の有害要因の調査に関わる法の改定 (22P)	労働部	・ 建議された内容を参考し、検討するよう処置	長期検討
②登録簿上の漢字およびアルファベットの使用の許容 (23P)	大法院 法院行政署	・ ほかの言語圏との衡平性の問題および緊急な必要性などを考慮すると、長期的な検討を要するものであり、産業登録簿におちてはこれを許容する方向で検討中である。	受容可能
③電気用品の安全管理法に基いた安全認証の取得手続きの緩和 (23P)	産業資源部 技術標準院	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル(Model)別安全認証制度は、日本の形式(Type)別の安全認証に類似した制度であり、電気に関わる安全と直接関係のない形状、色状、その他施行規則で定めた安全に直接的な影響を及ぼさない事項などが変更される場合、別途の認証を受けずともモデル追加登録のみで済ませることのできるよう規定されており、現行制度を緩和することは困難である。 ・ しかし韓国の安全認証機関と安全認証の試験などについて協約締結したJQA(日本品質保証機構)またはJET(日本電気安全環境研究所)にて発行した試験成績書により韓国の安全認証を受けることができる。 ・ また、韓日間の電気用品の相互認定協定(MRA)締結のため、FTAのツール内で2004年11月の第6次会議まで進行されたが、現在両国政府の立場の違いから、会議を開くことが出来ない状態である。 	長期検討
④既進出企業の新規投資の外資に対するインセンティブ特例の適用 (17P)	財政経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人投資に対する租税インセンティブの趣旨は、新規外国人投資誘致を促進するためのものとして、既存の外国人投資企業の出資または施設投資を促進するためのものではない。 <p>*外国人投資企業は、外国投資家が国内法により出資した内国法人であり、外国人投</p>	受容困難

		<p>資企業の出資持分は、外国投資家の持分ではなく、内国法人の持分である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人投資企業が国内にて投資し設立した企業まで外国人投資企業とみなすとなると、外国人投資企業の範囲がとてつもなく拡大されてしまうという問題点がある。 - 外国人投資企業が国内にて投資し設立した企業まで外国人投資企業とみなすとなると、外国人投資企業の範囲がとてつもなく拡大されてしまうという問題点がある。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[外国人投資企業] -- 出資 --> B[子会社] B -- 出資 --> C[子会社] C -- 出資 --> D[子会社] </pre> </div> <p>A B C D</p> <p>* 建議された案に基けば、BはもちろんCおよびDも外国人投資企業に該当しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純国内企業への逆差別問題の発生 - 外国人投資企業の範囲が行過ぎて拡大される場合、内国資本と外国資本を差別し外国資本に特例を付与することを制限しているOECDの有害租税競争規制方針に反する可能性がある。 - 外国の場合も、外国人投資企業が出資するまたは工場を新設する場合、これを外国人投資と見て租税減免を行う事例はない。 <p>・新規で工場を設立する場合には、内国法人が享受できる臨時投資税額控除など租税特別法上の各種控除・減免制度を活用することができ、この活用が必要。</p>	
<p>⑤滞在ビザの更新期間の長期化および明確化 (52P)</p>	<p>法務部</p>	<p>○ 推進経緯および検討意見</p> <ul style="list-style-type: none"> - 駐在(D-7)、企業投資(D-8)資格の1回の最長滞留期間の延長期間は、2年(D-7)、3年(D-8)であり、滞留資格に見合った条件が継続される限り引き続き滞留期間の延 	<p>受容不可</p>

		<p>長許可を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ただし、1回で付与する最長滞在期間は当該外国人の滞在目的上、必要な期間、滞在資格にふさわしい活動可否、国内会社の存続期間および実際の営業可否などを総合的に考慮して決定する。 - 企業投資(D-8)資格の場合、投資金額および投資活動により滞在期間を付与しており、投資金額が米ドル50万ドル以上である場合には、現在3年を付与している。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の改善計画(法令、行政指導、予算関わる事項に など) - 駐在(D-7)資格の場合、各個人の事情を考慮せず、一律的に滞在期間を2年にする場合は、出入国管理および滞在政策上好ましくなく、相互主義などその他諸般の事項も含めて検討されなければならない。 - 現行では、前年に比べて営業実績が著しく悪化しているか、会社の設立年度が短い(1~2年)の場合を除き、2年の滞在期間を付与している。 	
<p>⑥外国人に対する法律相談業務の開放 (52P)</p>	<p>法務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在WTOにて進められているサービス交渉の結果に従い法律市場を開放する計画である。 ※ 国内司法試験合格者の数を過去に比べ3倍以上大きく増加させ、国内の法律サービスを提供する弁護士の数も5年程度をかけて2倍に増加させる。 ※ 韓国は2003年WTOにDDA法律サービスに関して譲許案を提出しており、その要旨は、外国弁護士の資格取得国法および国際公法に関する諮問(相談)営業の許容、外国法律事務所の国内支社(representative)および収益活動の許容(ただし、国内弁護士との同業および雇用は不可)するといった内容である。 ※ 外国弁護士が国内にて「外国法諮問士」(FLC)として営業を行うことができようになり、外国法律事務所が国内支社を設立することが出来るよう許容する方向で立法を推進している。(外国法諮問士法 制定 特別分科委員会の運営など) 	<p>受容可能</p>

--	--	--	--

7. 生活環境改善分野(12件)

項目	担当部署	担当部署による検討意見	備考
①歩道や公園内のオートバイの通行禁止を徹底する(26P)	建設交通部 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法にもとづき、オートバイの車道ではない歩道の通行行為に対し、周期的に強力な取り締まりを行っており、今後も持続的な取り締まりの活動を行う。 ・ 公園内の通行に対しては、軽犯罪処罰法にもとづき取り締まりを行っている。 	受容可能
②バス乗車利用環境の向上、外国人のためのバス関連情報の拡充(26P)	建設交通部 ソウル市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全および親切さの教育をバス運転手に対し実施しており、各地域別バス運転手の親切さに対する意識を改善している。 ・ 屋根付停留所の拡充およびバス利用情報システムは、多くの予算を伴う事業であるため、順次拡充していく計画である。 ・ 民衆のための交通利用情報を英語以外のほかの外国語でも支援できるよう関連機関と協議(予算範囲内で拡充するよう推進・協議) 	受容可能
③交通マナー、運転マナーの改善(27P)	ソウル市 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス体系の改編(04年7月1日)および親切さ、安全への運転手の教育の実施、定例的なサービス評価を通じて交通運転マナーが向上するよう引き続き努力していく 	受容可能
④天安・牙山地域のタクシー乗車環境の改善(27P)	忠清南道 牙山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年上半期のうちに、天安・牙山駅および周辺地域に英語により案内表示板を設置する予定 ・ 2007年上半期のうちに、新都市開発事業に含まれている駅周辺の計画道路1つを4車線として、別途に完工する計画。 	長期検討
⑤仁川空港出発バスの夜間運行時間の延長(28P)	仁川 空港公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仁川空港のバス収容施設の限度や地方のバス利用乗客の需要の増加を考慮して天安、平澤など忠清南道地域への運行を増やす方案を検討する。 	長期検討

⑥文化開放のいっそうの促進	文化観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次開放(04年1月1日)および劇場向けアニメーションの開放(06年1月1日から4次開放時 2年間猶予)により現在放送など一部を除いてほとんどが開放された状態であり、業界・学界・放送委員会の意見収集および国民情緒などを考慮して完全開放時期を決定する予定。 	受容可能
⑦外国語表記の拡充、ハンゲルのアルファベット表記の統一、アルファベット入力によるハンゲルの変化の普及	文化観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローマ字表記法の用例辞典の発行、中・高等学校の教科過程に反映するなどハンゲルのアルファベット表記方式の統一に引き続き取り組んでいる。 	受容可能
⑧クレジットカード取得手続きの円滑化(29P)	財政経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカードの発給要件は、本人による申請、満18歳以上(未成年者の場合法定代理人の同意書要)で、クレジットカードの発給手続きは申請書作成⇒資格審査⇒確認⇒発給となっており、原則的に内国人と外国人すべてに同一に適用されている。 ・ ただし外国人にクレジットカードを発給した場合 <ul style="list-style-type: none"> - 資格審査過程において内国人と異なり、資産を推定することのできる情報が不足で、特に国内で金融取引の記録が不足である場合、個人信用情報に対する資料がなく、審査資料の追加提出は不可避である。 - カード代金の延滞および盗難事故などによる売上が発生した場合、債権の取立てがほとんど不可能で、これに対するリスクの問題により、政府が介入して外国人に対するカード発給を強制することはできない。 ・ 米国の場合も信用情報(Credit History)がない外国人に対しては、一切クレジットカード発給が不可であり、内国人と同様におおよそ1～2年の直払いカードかチェックカードを通じて信用が築かれた後、クレジットカードの発給を行っている。 ・ 従って、国内の外国人に対するクレジットカードの発給は国際的な水準と類似する。 <p>※ 参考に、国内のカード会社を対象に外国人のクレジットカードの有効期間に対し調査した結</p>	受容困難

		<p>果、カードの発給の際、内・外国人すべて同一に有効期間が付与されていることが把握された。</p> <p>・SJC建議事項を通じた受付られたクレジットカードに関わる問題事項は、カード会社に伝えることで、自立的な改善を誘導する。</p>	
⑨国際および国内郵便物の取扱いの改善(31P)	情報通信部 郵政事業部	<p>・発送された郵便物が確認されない場合、行方(証跡追跡)の調査を通じてその処理内容を知らせる。インターネット上(www.epost.go.kr)で郵便物の証跡を照会することができ、照会されない場合、受付の郵便局が行方(証跡追跡)の調査を依頼しなければならない。</p> <p>・これは登記取扱い郵便物に限り、一般(普通)郵便物については、配達郵便局および発送住所地の総括郵便局に行方(証跡)を問い合わせることになるが、登記取扱いがなされない特徴により、確認は非常に難しい。</p> <p>・漢字およびアルファベットで住所と氏名を記載しても、ハングルで記載した郵便物と同様に配達取扱いされる(住所および氏名が性格に把握されれば配達されるが、不明確な場合は返送処理される)。</p>	受容可能
⑩消毒剤の散布時間の徹底した事前予告(32P)	疾病管理本部	<p>・人々が活動する昼の時間帯を避け、朝早い時間帯に消毒を実施することの検討については、</p> <p>- これまでも、煙幕消毒作業時間を「日が沈んだ後の夕方7~8時ごろ」または「日が昇る前」として実施してきており、今後も全国の保険機関の担当者への教育を強化するようにする。</p> <p>・消毒の際「訪問客の消毒区域についての侵入規制の表示」を行うことについては、</p> <p>- 消毒関連指針書に、消毒実施予告制および消毒以前の消毒区域の侵入路に「消毒日時・消毒区域」などの内容を含めた消毒標識を製作・掲示する方案を市・都、保険所および検疫所などと協議する。</p>	対応済み 長期検討
⑪飲料容器などの徹底したリサイクル収集と投棄の防止(30P)	環境部	<p>・各自治体別に分離収集の実態について市民団体、自治体などと共同で実態調査を行い、これに連携して多重利用施設および商店街などの分離収集が円滑に行われるよう</p>	受容可能

		<p>引き続き広報・指導を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルが可能な酒類の瓶については、空き容器保証制度を現在実施中であるが、カン、PP、PE瓶、紙の場合、原形そのままのリサイクルではなく、生産者責任再活用制度(EPR)を2003年より運営しており、カン、PPなどについては「有料収集制度」の導入は困難である。 	<p>受容不可</p>
<p>⑫外国人登録番号を利用したインターネットサービスの利用機会の確保(31P)</p>	<p>情報通信部 法務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・04年7月より駐韓外国人が外国人登録番号や国内居住地番号を入力すればインターネットサイトに加入することができるよう外国人実名確認サービスを提供 ・現在公共機関をはじめNHN、Paran.com、Auctionなど大規模ポータルに対して引き続き広報および案内を通じて外国人に会員加入を許容しており、順次その数が増えている(61機関が協調している) ・外交旅券、公用旅券の所持者の場合、短期的には会員加入の際にファックス資料(旅券の写し)など外国人登録番号に代えることのできる資料を活用するよう事業者へ勧告しており、効率的な実名認証方案づくりのため政策研究課題を推進中である。 ・外国人利用者の便宜の提供のため、情報通信部のホームページを通じて利用可能なサイトについての英文による案内を実施するなど、多様な法案を検討する。 ・ただし、インターネット事業者の英語および日本語サービスは、事業者が自立的に推進する事項であるため、政府の直接的な役割には限界がある。 	<p>受容可能</p>